破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４１号
山口県岩国市旭町２丁目10番28号
債務者　芦浦　義和
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　誠
4　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２２９号
宮崎県西都市大字三宅4508番地３
債務者　松本　俊紀
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年８月19日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７０号
神奈川県愛甲郡愛川町角田779番地の８
債務者　菊池　正伸
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三川真由美
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６７号
福島市飯坂町湯野字音ケ森28番地の９
債務者　高橋シゲ子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
滋賀県野洲市永原1511番地25
債務者　一色　数美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川真美子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２４号
岡山市南区西高崎22―33、住民票上の住所岡山市南区彦崎3200番地９
債務者　丸山　竜也
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１号
愛媛県松山市市坪南１丁目16番31号
債務者　中西　利明
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薦田　伸夫
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後３時50分
6　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４６８号
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町９番８号
債務者　鮫島　英美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７５号
兵庫県西宮市上ケ原四番町３番13―201号
債務者　冨岡　恙子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７９号
福岡県京都郡苅田町大字提2925番地29
債務者　安本　光雄
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏彰
4　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５５号
北海道釧路市白樺台３丁目18番126号　ＲＣ－ＯＯ－Ａ－206号
債務者　小野　文幸
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６３７号
奈良市佐紀町3333番地　県営住宅２－７号
債務者　松浦　一則
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　尚造
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
奈良市西大寺国見町１丁目５番４―302号
債務者　鷲見　佳子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和島美枝子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１号
奈良県橿原市大軽町270番地の５
債務者　北山　健司
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖谷　謙一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市樋之口町５番26号　第１パースビル202号
債務者　林　　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永　睦男
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係